

東京2008年廃プラ焼却(仮称)

環境ジャーナリスト 津川敬

あと1年後、つまり2008年の4月、東京都23区の都民847万人が一斉に廃プラスチックを燃やし始める。全国に与える影響はきわめて大きい。

真空状況の中で

昨年5月、国が廃プラのサーマルリサイクルを容認し、11月、東京二十三区清掃一部事務組合(以下清掃一組)がそれに追随する方針を打ち出した。

東京都が廃プラを焼却不適ごみ扱いにして分別収集に踏み切ったのは1973年のことである。実に35年ぶりのルール変更だが、この動きに各区の住民が反発、5月26日には19区の区議会議員58名(現在70名)が廃プラ焼却への反対声明を出した。本年2月24日の土曜日には全国一の繁華街・渋谷で区民有志が抗議デモを行い、若者たちを驚かせた(写真)。

清掃一組は23区内から排出される一般廃棄物を中間処理(焼却)する目的で00年4月に設立された特別地方公共団体である。膨大な対象人口と毎年800億円を越す事業予算を持つ日本最大の広域事務組合だ。そんな組織がなぜ誕生したのか。そこには90年代初頭から23区の自治権拡充という空疎な運動とセットになった都から区への清掃事業移管問題がある。そして清掃一組設立と同時に、「2,800億円の年間予算と1万1千人の職員を抱える巨大機構」(当時の都庁専門紙)が東京都から23区へと分散・大移動することになった。

およそ自治体の清掃事業が成立する要件は収集・運搬・処理・処分という流れの連続性が確保されていることである。大阪、名古屋、横浜をはるかに凌駕するマンモス都市東京が清掃事業を23区に移管した結果、「収集運搬は各区、中間処理を一組が、処分場は東京都が受け持つ」という複雑な仕組みができあがり、事業の連続性は見事に断ち切られた。区部全域に点在する清掃工場と清掃事務所の運営は東京都が一元的に担っていたが、事態は一変した。清掃一組の管理者は持ち回りで各区の区長が就任、組合議会は各区の区議会議員長によって構成される。戦

後の55年間、23区の幹部や職員は一度もごみを経験してこなかった。その意味で彼らは苦勞知らずのお飾りであり、当事者能力は皆無であった。清掃一組を実質的に牛耳っているのは事務局(旧東京都清掃局幹部)なのである。何しろ数百億円単位の施設建設案件がロクな質問や討議もなしに居並ぶ議員たちによる「異議なし」のダミ声で一瞬のうちに通過してしまう。廃プラ焼却もそんな真空状況の中で決まった。

廃プラ焼却解禁の背景

ここでもう一度35年前、なぜ東京都が廃プラを分別ごみにしたのかを振り返っておこう。

1973年2月、23区の各工場で排ガス中から高濃度のHCl、NOx、排水中から高濃度のカドミウムが検出された。原因は「プラスチック類、ゴム類の大量投入と清掃工場の公害防止機器が未整備であり、その視点からの燃焼管理が不十分だった」(「東京都清掃百年史」) ことにある。

東京都清掃局は早速美濃部都知事名で謝罪広告を出し、当時3年計画で実施予定だった焼却不適ごみの分別収集を1年計画に変更した。その一方、清掃工場の性能アップ、重金属類除去装置の設置、集塵装置の改良などの対策を打ち出している。そしていま、廃プラ焼却の解禁となった。果たして工場内の設備、機器類はそれに十分対応できるのか。

現場は懸念する。

「CO濃度の上昇、クリンカの生成、ストーカやボイラの腐食、ストーカ下部の閉塞や火災、洗煙設備の腐食、クリンカ生成に伴うノズル孔の閉塞や熱伝対への影響、炉内のごみ厚、燃えきり点や燃焼空気の量の変化に伴う設備の改良やACC(自動燃焼管理システム)調整の必要など、いますぐ対応の必要なものから経過期間を置いて発生するものなど、種々予想される」(東京清掃労組の清掃一組に対する解明要求より)。

状況は35年前と何ら変わっていないのだ。それにもかかわらず清掃一組が廃プラ焼却を急ぐ理由は何

か。ズバリ「清掃工場のつくりすぎ」である。

受け皿は過剰

いま23区部全域に19の清掃工場があり、41の焼却炉がある。1991年、東京都清掃局は年間4%ずつごみが増えてゆくとの試算で新たな清掃工場建設計画を立てた。だが皮肉なことに計画公表の翌年からバブルの崩壊でごみが減り始める。この10年で21%減という数字になっているにもかかわらず、前記の移管問題も絡み、計画の下方修正が十分行なわれないうまま、清掃工場の新設、更新だけが機械的に進んだ。当然のことながら清掃工場の焼却能力は余ってしまったのである。

池尻成二の区政データボックス

清掃工場は余っている！

23区清掃工場の焼却状況

	2004年度	2005年度
焼却能力	10,270 t/日	10,620 t/日
計画焼却量	3,004,770 t/年	3,363,760 t/年
焼却実量	2,790,523 t/年	2,795,420 t/年
焼却実施率	92.9%	83.1%
焼却余力	587 t/日	1,557 t/日

焼却能力 各年度当初の工場焼却能力。産工場の予備が300tと協定で1炉稼働となっている利根工場の1炉分を除く。また、プラスチックなどを専門に焼却している大田第二工場は含まれていない。

計画焼却量 焼却能力×計画稼働日数。計画稼働日数は、オーバークールと整備工事による炉の停止日数、年末年始の4日、それに年間2%の故障による臨時の停止日数を除いたもの。

焼却実量 各清掃工場に持ち込まれたごみの量。

焼却実施率 焼却実量÷計画焼却量。

焼却余力 (計画焼却量-焼却実量)÷365日。

2006年度 品川工場(600t/日)が本格稼働開始
年度末に豊洲清掃工場(500t/日)が稼働開始

2007年度 豊田谷清掃工場(300t/日)が稼働開始

2007年度末の焼却能力は、21工場、12,020t/日

表1は練馬区議会議員の池尻成二氏が清掃一組からの資料を基に作成したもののだが、これで見ると昨年度の焼却余力は1,557万トン。中堅地方都市三つ分のごみを賄えるボリュームだ。このままでは稼働率は下がる一方で、十分なごみ発電もできない。そこで不燃ごみ(年間52万5,000トン)の約57%を占める廃プラ類(約30万トン)の焼却が緊急課題となった。

そんな背景の中で清掃一組が持ち出した廃プラ焼却の理由のひとつに処分場の延命がある。だがそれは口実だった。現在造成中の臨海最終処分場は当初の24年から70年近く使用可能であることがわかった(表2)。これは造成に当たって公有水面埋立許

処分場名	造成開始	埋立終了	総面積
塩見	昭和2年	昭和37年	36.4 ha
夢の島	昭和32年	昭和42年	45.0 ha
第二夢の島	昭和40年	昭和49年	71.2 ha
中央防波堤内側	昭和48年	昭和62年	78.0 ha
中央防波堤外側	昭和52年	平成15年	199.0 ha
新海面処分場	平成10年	24年間(実際は70年間)	480.0 ha

可を受けるときに当時の環境庁から厳しい意見書が提出されたためである。そこで東京都清掃局は従来の「生ごみでもスーパーの残り物でも無制限に受け入れる」方式をやめ、処分場入り口で生ごみ以外の不燃物をさらに破碎・分別し、その残渣だけを処分場に入れる方式に改めたのである。

しかも仮に処分場の負荷を軽減するというなら容器包装リサイクル法(以下容リ法)による資源化の道を選ぶべきだが、現在23区の中でそれを手がけているのは新宿、中野、杉並など9区に過ぎない。清掃一組に支払う分担金(清掃事業費の約44%)以外に中野区の試算によると年間2億円もかかるからだ。

メーカーも責任持てない

以下は23区の運動側が粘り強く交渉して情報開示させた資料の一部である。ちなみにこの資料は23区の議員にすら配布されていない。内容は廃プラを焼却炉に入れたとき、どんな状況変化が起きるかのヒアリング結果であり、工場管理者の本音があざやかに読み取れる。

B工場 プラスチックや皮革が搬入されると焼却した際灰汚水系で六価クロムの濃度が高くなる可能性がある。廃プラだけを搬入車に積んできた場合、可燃ごみとの攪拌がうまくいかないと思われる(築24年)。

H工場 ガス量が増えると現状のバグフィルター寿命が短くなる可能性がある。ごみ発熱量の増加による炉内温度の上昇により耐火物等の損傷も増加することが考えられ、補修予算の増額を願いたい(築11年)。

J工場 ACCは蒸発量(蒸気発生量)制御のため不安定燃焼の懸念がある。排ガス・排水は排出・放

流端で支障が出ないための対策で、薬品使用量は増加する。ボイラー水管減肉について懸念する必要がある（築9年）。

M工場 焼却炉ストーカの高温燃焼部の損傷。焼却炉乾燥領域から溶けたプラスチックの溶出。前年度の弁当ガラ焼却実験の結論・考察から不燃ごみが一定量以上を超すとCO発生や運転管理が難しくなり、損傷部分も多くなると考えられる（築8年）。

以上すべて原文のままであり、紙数の関係でこれにとどめるが、自由意見欄が空欄だったのは19工場のうち2工場だけである。だがその1ヶ所は回答後の廃プラ焼却で炉の出口温度が1,000度を超過しまい、関係者はショックを受けたという。

請求した資料にはプラントメーカーからのヒアリング結果も入っているが、大半は「設備全般について思い切った改造が必要」というものであった。裏を返せば現状では何が起きててもメーカーとして責任は持てないという意思表示でもある。

行政の株式会社化

ここで突如浮上したのは清掃一組と東京ガスが合併で新会社をつくるという構想である。目的は第一に電力の売買、第二に新会社をアウトソーシングの受け皿にするというものだ。資本金は2億円。出資比率は清掃一組が6、東ガスが4となっている。社長には清掃一組の管理者・西野善雄大田区長が予定

され、区長会が満場一致で賛同した。

まず各工場の余剰電力を新会社が購入する。現在は各工場とも東電に売っているが、新会社はそれより高く買うことがポイントである。その上で23区内の小中学校などに安く売却する。そのためには廃プラという“原料”の確保が不可欠なのだ。アウトソーシングについてもプラントメーカーにやらせたら下請け・孫請け体制は避けられない。それより団塊の世代対策と銘打って新会社が手がければ清掃一組の退職者の中から質のいい技術者を採用できるという。

この新会社構想に各方面から果然ブーイングが起きた。内田秀子大田区議会議員は「運営委託を清掃一組の退職者で、という事業モデルは天下りの確保になりかねない。電力自由化で多くの事業者が電力売買事業に参入しているが、本来自治体がやるべきことか」と定例会で質問し、港区議会は議長名で公開質問状を清掃一組に送った。

新エネ特措法による発電事業に意欲的な東京ガスにとって23区の廃棄物発電は魅力である。新しく施設をつくる必要がないからだ。しかしその電力を生み出す清掃工場は都民の税金でつくったものである。

「そこへチャッカリ便乗して儲けようという新会社なんて許せない」。23区の活動家たちはいま本気で怒っている。